

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
--------------------	-------------------------	--------------------

## 趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

## 事業の内容

### 1 事業の対象となる農地、農業用施設

① 農地とは、現に耕作（農地をコンクリートその他これに類するもので覆われている農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培も該当する）もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。

② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

### 2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

### 3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設、⑫農作物栽培高度化施設の一部である底面コンクリート等

### 4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉱毒対策事業」等がある。

## 復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生年を含めて3年以内に完了させなければならない。

## 災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量おおむね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒

径1mm以下は2cm以上

⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上

⑨ 落雷、雪害による災害

**事業主体**

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

（注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。）

**負担割合**

負担割合	区分	国							県	市町村 その他	
		暫定法補助率					激甚法補助率 嵩上げ				
		通常 補助率	単年災 高率補助率		連年災補助率 嵩上げ	1戸当 たり負 担額が 1万円 を超え 2万円 まで	1戸当 たり負 担額が 2万円 を超え 6万円 まで	1戸当 たり負 担額が 6万円 を超え るもの			
			一次 高率	二次 高率							
県 営	農 地 農業用施設	50	80	90	1. その年の1戸 当たりの事業 費が4万円以上 の市町村。 2. その年を含む 過去3カ年の1 戸当たりの事業 費が10万円以上 の市町村。 3. 上記1及び2を 満たすものにつ いては連年災補 助額算定方式 （その年を含む 過去3カ年の事 業費及び関係耕 作者をその年の 事業費及び関係 耕作者数とみな して単年災の場 合の補助算定方 式により算出す る）により補助 額を算定した結 果、単年災の補 助額よりも有利 な場合は連年災 方式をとる。	70	80	90	(県 営) ①国庫補助 80% 未満の場合。  全体事業費から国庫補助と 地元負担を除いた額 ②国庫補助 80% 以上の場合。  国庫補助残の60% 国庫補助 残の40%		
		65	90	100		注. 暫定法補助率の算定 の場合の市町村ごとの 1戸当たりの事業費は 災害関連事業を除いた もので算出する。  注. その年の発生災害 のうち、激甚災害に 係る災害復旧事業につ いて暫定法により算定 された補助残額及び災 害関連事業の補助残額 の総額が1戸当たり2 万円以上の市町村につ いて、上記区分により 適用される。					
団 体 営	農 地 農業用施設								(団 体 営) —	国庫 補助残	